

訪問介護えがお 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
愛知県知事指定 第 2372302790 号

当事業所はご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

法人名	株式会社いずみ
法人所在地	瀬戸市石田町 156 番地
連絡先	0561-87-2200
代表者氏名	代表取締役 田中誠司

2 事業所の概要

事業の目的	訪問介護えがおが行う指定訪問介護事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。
事業所の名称	訪問介護えがお
事業所の所在地	瀬戸市石田町 156 番地
連絡先	TEL 0561-87-2203 FAX 0561-87-2422
運営方針	ご利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者のためのサービス提供を行います。
設立年月	令和 3 年 6 月 1 日

3 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 令和 7 年 2 月 1 5 日現在

職 種	人数	勤 務 形 態
管理者兼 サービス提供責任者	1 名	常勤
訪問介護員	1 0 名	常勤 2 名、非常勤 8 名

4 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	瀬戸市、長久手市、名古屋市名東区
事務所の営業日・営業時間	月曜～日曜 9:00～18:00 土・日・祝 24時間・365日対応できる場合があるので、ご相談ください
サービス提供日・時間	365日 24時間対応可能

5 当事業所が提供するサービス内容・料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス ※介護保険法に定められるサービス

身体介護	排泄、食事、入浴、清拭、衣類着脱、洗面、体位変換、移動・移乗介助、外出介助、起床及び就寝介助、服薬介助、自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）
生活支援	調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の入れ替え、その他

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

利用料金	介護保険の給付限度額を超えた部分にかかるサービスは全額自己負担額となります。
交通費等	利用者が通常の事業実施地域以外の遠隔地におられる場合は交通費の実費をいただく場合があります。該当される方は詳細を説明させていただき納得の上利用していただきます。

(3) 利用料金は『訪問介護えがお 利用料金表』参照

(4) 利用料金のお支払い方法

- ・ 前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月分をまとめて請求させていただきます。
- ・ 支払方法：金融機関口座への振り込みとなります。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ・ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくはサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日15時までに事業者に出し出てください。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日午後15時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後15時までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50%

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望す

る日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6 サービス利用にあたっての留意事項

（１）サービス提供を行う訪問介護員

サービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

（２）サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「５ 当事業所が提供するサービス内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な居室の備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

（３）サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（４）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は致しません。

①医療行為又は医療補助行為

②ご利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受

③ご利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④ご利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(5) 事故時の対応

事業所は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに必要な処置を講じます。

(6) 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は全職員が受け付けますが、苦情受け付け窓口も設けてあります。

苦情受付窓口	訪問介護えがお TEL 0561-87-2203
担当者	田口 佳代

(2) 当事業所以外の苦情受付機関

瀬戸市役所 高齢福祉課	ご利用時間 平日 8:30～17:15 電話番号 0561-88-2620
名古屋市健康福祉局高齢福祉部 介護保険課	ご利用時間 平日 8:45～17:15 電話番号 052-972-3087
愛知県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 平日 9:00～17:00 電話番号 052-971-4165

8 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。	
(2) 虐待の防止のための指針を整備する。	
(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。	
(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。	
高齢者虐待防止責任者	田口佳代（管理者）

9 身体的拘束等の適正化のための措置に関する事項

事業者は、ご契約者様又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 身体的拘束等適正化の対策を検討する委員会を年2回定期的に開催し、その結果について従業員への周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年1回定期的に実施します。
- (4) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。

10 衛生管理等

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所・居宅において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所・居宅における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
 - ②事業所・居宅における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

11 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

※ _____様

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名 _____

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。